

平成〇〇事業年度

事業報告書

○ 留意事項

- ・ この事業報告書は、共同ワーキング・チーム^(注)が「独立行政法人の事業報告に関するガイドライン」及び「標準的な様式」等に基づき作成される新たな事業報告書のイメージを具体的に検証するため、独立行政法人環境再生保全機構（以下「機構」。）の協力を得て機構の平成 28 年度事業報告等を基に作成したものです。
- ・ なお、「標準的な様式」は、事業報告書に最低限記載すべき事項を定めたものですが、本事業報告書はその全体像をつかむために活用してください。（細かな記載内容等を示唆するものではありません）

(注) 総務省独立行政法人評価制度委員会会計基準等部会と財務省財政制度審議会財政制度分科会法制・公会計部会の下に設置された共同ワーキング・チームを指す。

独立行政法人環境再生保全機構

目 次

1 法人の長によるメッセージ	1
2 法人の目的、業務内容	2
(1) 法人の目的	
(2) 業務内容	
3 政策体系における法人の位置づけ及び役割（ミッション）	3
4 中期目標	4
(1) E R C Aが所掌する事務事業を取り巻く現状、E R C Aが目指すべき姿	
(2) 一定の事業等のまとまりごとの目標の名称等	
(3) 政策実施体系	
5 法人の長の理念や運営上の方針・戦略等	6
6 中期計画及び年度計画	7
7 持続的に適正なサービスを提供するための源泉	10
(1) ガバナンスの状況	
(2) 役員等の状況	
(3) 職員の状況	
(4) 重要な施設等の整備等の状況	
(5) 純資産の状況	
(6) 財源の状況	
(7) 社会及び環境への配慮等の状況	
(8) その他源泉の状況（法人の強みや基盤を維持・創出していくための源泉）	
8 業務運営上の課題・リスク及びその対応策	16
(1) リスク管理の状況	
(2) 業務運営上の課題・リスク及びその対応策の状況	
9 業績の適正な評価の前提情報	18
10 業務の成果と使用した資源との対比	23
(1) 平成 28 年度の業務実績とその自己評価	
(2) 当中期目標期間における主務大臣による過年度の総合評定の状況	
11 予算と決算との対比	26
12 財務諸表	27
13 財政状態及び運営状況の法人の長による説明情報	29
14 内部統制の運用に関する情報	31
15 法人の基本情報	33
(1) 沿革	
(2) 設立に係る根拠法	

(3) 主務大臣	
(4) 組織体制	
(5) 事務所の所在地	
(6) 主要な特定関連会社等の状況	
(7) 主要な財務データ（法人単位）の経年比較	
(8) 翌事業年度の予算、収支計画及び資金計画（法人単位）	
16 参考情報	38

平成28年度のトピックス

【環境分野の研究開発の競争的資金配分業務を環境省から引き継ぎ】

環境保全の技術開発

環境保全の技術開発のため国内の研究機関から研究テーマを145件採択して47億円を資金配分

その他トピックス

公害健康被害者の補償

認定患者数34,973人への補償
395億円を実施

公害健康被害の予防

47の地方公共団体に
3.75億円助成

アスベスト健康被害者の認定・救済

石綿健康被害者を新たに950人認定
11,935の方々に34億円を給付

地球環境への貢献

地球環境NGO・
NPO等220団体
に対し6.18億円
を助成

P C B 廃棄物の処理

処理費用19億円
を助成し424トン
の処理に貢献

廃棄物の適切な管理

686処分場の将
来の維持費とし
て56億円の積立
金を確保

1 法人の長によるメッセージ

独立行政法人環境再生保全機構（Environmental Restoration Conservation Agency。以下「ERCA」という。）は、旧公害健康被害補償予防協会及び旧環境事業団を母体として平成16年4月1日に設立されました。

以来、環境分野の政策実施機関として、良好な環境の創出と保全、地球規模で対策が必要となる環境問題に対し、有する能力や知見を活用して、国内外からの様々な要請に応え、真に環境施策の一翼を担う組織となることを経営理念に、公害健康被害の補償・予防、環境保全活動への助成、石綿健康被害救済事業などの事業を実施してまいりました。

平成28年度はこれらの事業に加え、それまで環境省が行ってきた環境分野の競争的研究資金である環境研究総合推進費に係る新規課題の公募・採択や推進費の配分等業務を担うことになり、研究者にとって研究費の使用がより効率的・効果的なものとなりました。また、この業務追加に伴いERCAの経理（勘定数）は4勘定から5勘定に増加されることになりましたが、引き続きこれらの業務を適切かつ着実に推進し、国民の皆様に対するサービスの一層の向上、効率的な業務運営を図って参ります。

一方、組織運営につきましては、重要な課題として業務実施体制の見直し、内部統制の推進に取り組んでおり、平成28年度は中長期的な人材育成及び組織力強化の視点に立った新たな研修制度や人事評価制度の導入、内部統制推進委員会の定期的な開催を行うとともに情報セキュリティを含めた個人情報の保護と金融資産の管理を特に重要なリスクに掲げその対応を図っているところです。

本事業報告書が、業務実績等報告書や環境報告書などとともにERCAの様々な活動についてご理解いただく一助になることを願っております。



独立行政法人 環境再生保全機構

理事長 福井 光彦

シンボルマーク



デザインのモチーフ

青々とした空に「自然の風」が運んでくる「きれいな空気」、「流れる雲」をモチーフにデザインしています。

シンボルマークに込められた意味

今、ごくあたりまえのように感じている空気は、地球誕生後、何億年もの長い年月を経て現在の組成となりました。そうした「空気」を基盤として良好な環境の創出や保全を図り、健康で文化的な生活の確保や人類の福祉に貢献していく姿勢をマークに込めています。



Environmental
Restoration and
Conservation
Agency

2 法人の目的、業務内容

(1) 法人の目的（独立行政法人環境再生保全機構法 第3条）

E R C Aは、公害に係る健康被害の補償及び予防、民間団体が行う環境の保全に関する活動の支援、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の円滑な実施の支援、維持管理積立金の管理、石綿による健康被害の救済、研究機関の能力を活用して行う環境の保全に関する研究及び技術開発等の業務を行うことにより良好な環境の創出その他の環境の保全を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的としています。

(2) 業務内容

- ア 大気汚染や水質汚濁の影響による健康被害の補償業務
- イ 大気汚染による健康被害を予防するために必要な事業に係る業務
- ウ 日本国内及び開発途上地域の環境保全に取り組む民間団体への助成業務並びに民間環境保全活動の振興に必要な調査研究等に関する業務
- エ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理費用の助成等の業務
- オ 廃棄物の最終処分場の維持管理に係る費用の管理業務
- カ 石綿による健康被害の救済に関する業務
- キ 研究機関の能力を活用して行う環境の保全に関する研究及び技術開発等の業務
- ク 旧環境事業団から承継した建設譲渡施設及び貸付事業の管理・回収
- ケ 良好的な環境の創出その他の環境の保全に関する調査研究、情報の収集、整理及び提供並びに研修

3 政策体系における法人の位置づけ及び役割（ミッション）

平成 28 年度の環境省の政策体系は 10 の柱から構成されておりますが、E R C A の各業務と環境省の政策ごとの予算との対応関係につきましては、以下のとおり 3 つの政策体系の下に位置づけられております。

環境省の政策体系	予算科目	E R C A の業務
4. 廃棄物・リサイクル対策の推進	・産業廃棄物適正処理推進費補助金	・ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理の支援
7. 環境保健対策の推進	・公害健康被害補償納付金交付金 他 ・石綿健康被害救済事業交付金	・公害に係る健康被害の補償及び予防 ・石綿による健康被害の救済
8. 環境政策の基盤整備	・環境再生保全機構運営費交付金	・運営費交付金が交付される各業務

また、石綿による健康被害の救済業務につきましては、厚生労働省からも同省の政策体系の 1 つである「ディーセントワークの実現に向けて、労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること」の下で、労働保険特別会計徴収勘定から石綿健康被害救済事業交付金を受けております。

4 中期目標

(1) E R C Aが所掌する事務事業を取り巻く現状、目指すべき姿（環境省第3期中期目標（平成26年4月～平成31年3月））

E R C Aは、環境政策の実施機関である独立行政法人として、公害問題から地球環境問題までの多岐に渡る事務事業を実施してきたところですが、環境行政が置かれた状況の変化やニーズの高まりを念頭に置きつつ、現在、E R C Aが所掌する事務事業を取り巻く現状について十分に認識した上で、引き続き、各事務事業を効率的かつ効果的に推進する必要があります。

E R C Aがこれまで培ってきた知見や経験を最大限活かしながら、業務をより効率的かつ効果的に実施するなどして業務に邁進していくことが求められています。

他方、環境行政に求められる期待と役割は益々大きなものとなっており、環境行政の中核を担う環境省の業務も年々拡大の一途を辿っている中、「効率的で質の高い行政」を実現していくためには、業務の一部を、可能なものについては外部の実施機関にアウトソーシングするなど、業務の実施体制の効率化も求められています。

このため、独立行政法人として、研究開発を除く環境政策の唯一の実施機関であるE R C Aにおいては、こうしたニーズにも適切に応えられるよう、現行の資金の確保・運用・分配能力をさらに発展させるなど、法人全体の施策実施能力をより高めつつ、積極的にその対応の検討を行っていくことが求められています。

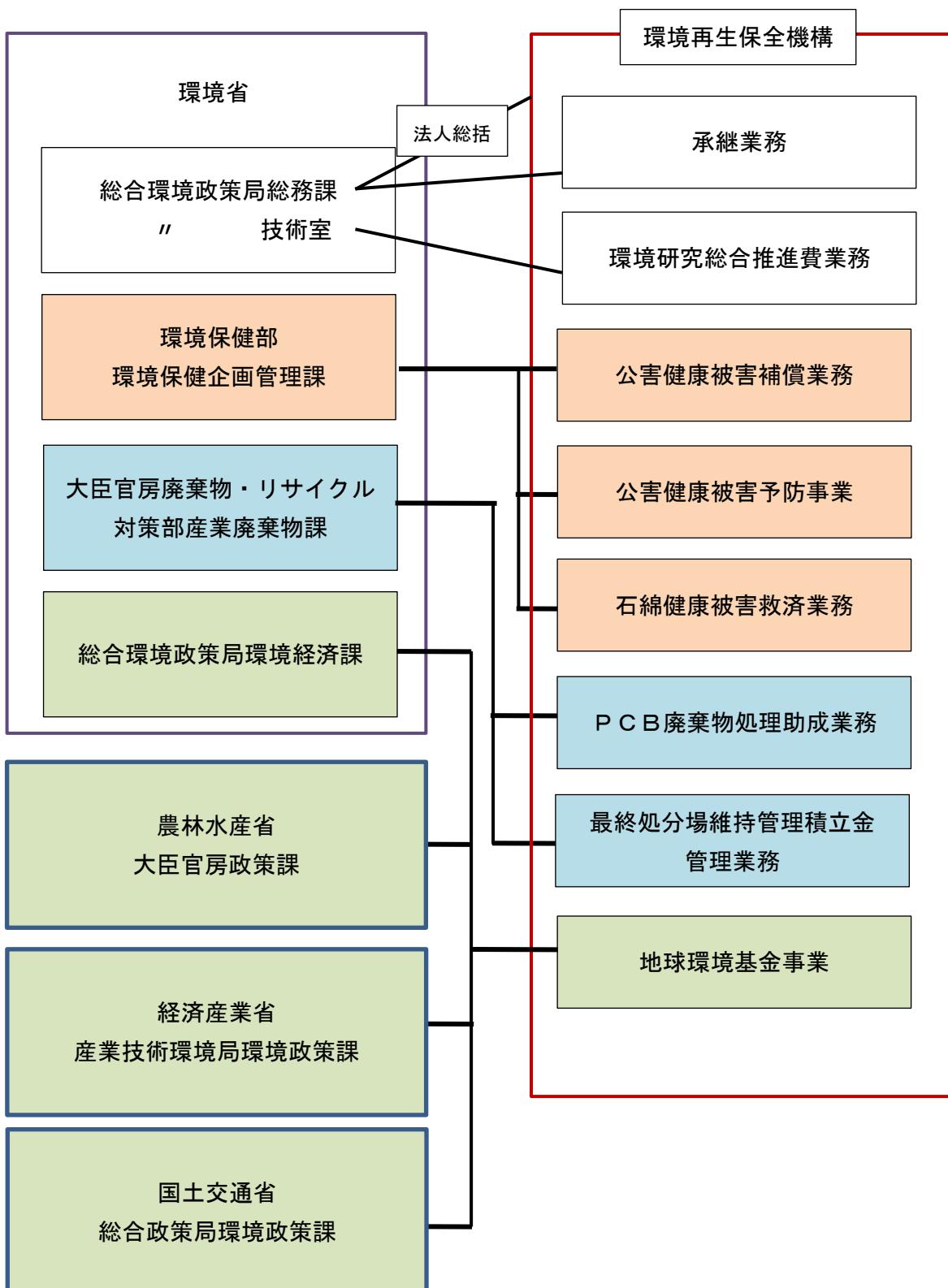
[詳細につきましては、第3期中期目標をご覧ください。](#)

(2) 一定の事業等のまとまりごとの目標等

独立行政法人における開示すべきセグメント情報は、E R C Aの各々の業務内容を基にしており全部で8つに区分しております。なお、経理区分については、各業務と財源区分との関係などから5つに区分しており、これらの関係は次のとおりです。

一定の事業等のまとまり（セグメント区分）	勘定区分
ア 公害健康被害補償業務	公害健康被害補償予防業務勘定
イ 公害健康被害予防業務	
ウ 地球環境基金業務	基金勘定
エ ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金業務	
オ 維持管理積立金業務	
カ 石綿健康被害救済業務	石綿健康被害救済業務勘定
キ 環境保全研究・技術開発業務	環境保全研究・技術開発勘定
ク 承継業務	承継勘定

(3) 政策実施体系



5 法人の長の理念や運営上の方針・戦略等

【経営理念】

E R C Aは、環境分野の政策実施機関として良好な環境の創出と保全に努め、地球規模で対策が必要となる環境問題に対し、E R C Aが有する能力や知見を活用して、国内外から様々な要請に応えることにより、真に環境施策の一翼を担う組織となることを目指します。

【経営方針】

- 良質なサービスを提供し、E R C Aと関わりのある組織や人々との良好な信頼関係の構築を目指します。
- 公共性の見地から業務遂行の透明性を確保するとともに、組織と業務の効率的運営に努めます。
- 関係法令、規程等を厳正に遵守するとともに、常に環境に配慮しつつ業務を遂行し、社会の範となるよう努めます。
- 職員の業績や能力を適正に評価し、環境施策のエキスパートの育成を図り、活気のある職場の構築を目指します。

【職員行動指針】

- < E R C A の使命を果たすための行動 >
- 国の政策実施機関としての使命を自覚し、常に相手の立場を尊重して業務を遂行するとともに、関係法令を遵守し、倫理観をもって行動する。
- 幅広い知識・技術の向上に努め、内外のニーズに的確に応える。
- 常にコスト意識をもって計画的に業務を遂行する。
- < 業務に取り組む姿勢 >
- 業務に自主的に取り組み、最後まで責任を持って遂行するとともに、新たな課題に挑戦する。
- 環境施策の一翼を担う組織の一員として、常に環境に配慮しつつ、業務を遂行する。
- 業務の効率性を高めることにより迅速かつ着実に業務を遂行し、明るく活気のある職場環境を作る。

6 中期計画及び年度計画

第3期中期計画（平成26年4月～平成31年3月）に掲げる項目及びその主な内容と平成28年度の年度計画との関係は次のとおりです。

[詳細につきましては、第3期中期計画及び年度計画をご覧下さい。](#)

(注1) 各項目の()内の%は、平成28年度の評価比率を示します。

(注2) 評価比率の小さな項目については、平成28年度の指標等の表示は省略しています。

(注3) ピンク色はセグメント区分を表しています。

第3期中期計画と主な指標等	平成28年度計画と主な指標等
I. 国民に対するサービスその他の業務の質の向上（70%）	
＜公害健康被害補償業務（13%）＞	
1. 汚染負荷量賦課金の徴収（9%） ✓ 申告額に係る収納率(99%以上を維持) ✓ 申告の修正原因の実地調査(24'実績の50%増) ✓ 徴収業務に係る委託費の縮減(24'実績の5%以上の削減) ✓ 電子申告の促進(30'末までに70%以上)	✓ 申告額に係る収納率(100%) ✓ 実地調査(50%増、95件以上) ✓ 徴収業務に係る委託(24'実績の▲5%超) ✓ 電子申告(70%以上達成時期前倒し)
2. 都道府県等に対する納付金の納付（4%） ✓ 都道府県等の現地指導 ✓ 都道府県のオンライン申請(45都道府県)	✓ 都道府県等の現地指導(3年間で1巡) ✓ 都道府県のオンライン申請(45都道府県)
＜公害健康被害予防事業（11%）＞	
1. 事業の重点化・効率化及び収入の安定的な確保（1%）	
2. ぜん息患者等のやニーズの把握と事業内容の改善（1%）	
3. 調査研究（1%）	
4. ぜん息予防等の知識の普及及び情報提供の実施（2%）	
5. 公害健康被害予防事業を担う人材の育成（3%） ✓ 研修受講者の満足度(80%以上が満足)	✓ 研修受講者の満足度(80%以上が満足) ✓ 予防人材バンク登録者数(100人)
6. 関係地方公共団体の事業に対する助成（3%） ✓ 地方公共団体のニーズ等を踏まえた、効果的・効率的な助成	✓ 助成金に占めるソフト3事業の割合 ✓ 地方公共団体との意見交換会の開催

第3期中期計画と主な指標等		平成28年度計画と主な指標等
<地球環境基金業務（15%）>		
1. 助成事業に係る事項（8%）		
✓ 助成の重点化、裾野の拡大	✓ アセアン地域等に重点化	
✓ 事務処理期間の短縮化	✓ 助成金の2割を新規団体へ配分	
✓ 利用者の利便性の向上	✓ 事務処理期間(4週間以内)	
	✓ 利用者の利便性向上(処理期間30日以内)	
2. 振興事業に係る事項（4%）		
✓ 事業の重点化	✓ 若手人材の育成に重点化	
✓ 研修受講者の満足度(80%以上が満足)	✓ 研修受講者の満足度(80%以上が満足)	
3. 地球環境基金の運用等について（3%）		
✓ 出えん金受入の増額(過去5カ年の総額以上)	出えん金受入のための効果的な広報	
<PCB廃棄物処理基金助成業務（1%）>		
<維持管理積立金管理業務（1%）>		
<石綿健康被害救済業務（23%）>		
1. 認定・支給等の迅速かつ適正な実施（9%）		
✓ 申請から認定決定までの処理日数	✓ 前中期目標期間平均日数より短縮	
2. 救済給付の支給に係る費用の徴収（2%）		
3. 制度運営の円滑化等（4%）		
✓ 被認定者へのアンケート調査、医療機関への知見等の還元	✓ 被認定者へのアンケート調査、医療機関への知見等の還元	
4. 救済制度の広報・相談の実施（6%）		
✓ 地域性にも配慮した多様な媒体の活用	✓ 広報計画に基づく広範な情報発信	
✓ 無料電話相談や窓口相談を通じた説明		
5. 安全かつ効率的な業務の実施（1%）		
6. 救済制度の見直しへの対応（1%）		
<環境研究総合推進業務（6%）>		
1. 環境の保全に関する研究及び技術開発等の実施（3%）		
✓ 機構内部の体制整備	✓ 28.10月から新たな部署を設置	
✓ 申請件数の確保(直近3カ年の上回る件数)	✓ 申請件数(直近3カ年の上回る件数)	
✓ 事後評価での上位評価課題数 (直近5カ年の平均以上、60%以上)	✓ 外部委員の評価による透明性・公平性確保	

第3期中期計画と主な指標等	平成28年度計画と主な指標等
<p>2. 効率的、効果的な研究及び技術開発等の推進（3 %）</p> <p>✓ 研究費の利便性のアンケート調査(60%以上が満足)・研究費の適正な執行管理</p>	<p>✓ 会計規定などの見直し、諸規定の整備</p> <p>✓ システム等による研究の重複等のチェック</p>
II. 業務運営の効率化に関する事項（14 %）	
<p>1. 組織運営（4 %）</p> <p>✓ 業務実施体制の見直しの検討</p> <p>✓ 内部統制の推進</p>	<p>✓ 債権管理回収業務の組織体制の見直し</p> <p>✓ 内部統制研修の実施</p> <p>✓ 情報セキュリティへの対応強化</p>
<p>2. 業務運営の効率化（9 %）</p> <p>✓ 経費の効率化・削減(一般管理費▲6.5%、業務経費▲4%など)</p> <p>✓ 隨意契約等の見直し</p>	<p>✓ 一般管理費、業務経費は所要の削減を見込んだ予算計画に基づく効率的な執行</p> <p>✓ 調達については、契約手続審査委員会の審査による手続きの透明性、公正性の確保</p>
3. 業務における環境配慮（1 %）	
III. 財務内容の改善に関する事項（11 %）	
<p>1. 予算、収支計画及び資金計画の作成等（6 %）</p> <p>✓ 効率化計画を反映した予算等の作成</p>	<p>✓ 同左</p>
<p>2. 承継業務に係る債権・債務の適切な処理（4 %）</p> <p>✓ 正常債権以外の債権残高を100億円以下にする。</p> <p>✓ サービサーの積極的な活用等</p>	<p>✓ 正常債権以外の債権管理の強化</p> <p>✓ サービサーの積極的な活用等</p>
3. 短期借入金の限度額（1 %）	
IV. その他の事項（5 %）	
<p>1. 職員の人事に関する計画（3 %）</p> <p>✓ 債権管理回収業務の組織体制の見直し</p> <p>✓ マネジメント能力向上のための職員向け各種研修の実施</p>	<p>✓ 債権管理回収部門の他部門との統合</p> <p>✓ 研修講座、参加人員の増</p> <p>✓ 新たな人事制度の安定的運用</p>
2. 積立金の処分に関する事項（1 %）	
3. その他中期目標の達成に必要な事項（1 %）	

7 持続的に適正なサービスを提供するための源泉

(1) ガバナンスの状況

① 主務大臣

E R C A の役員及び職員並びに財務及び会計その他管理業務に関する事項については、主務大臣は環境大臣となっておりますが、業務の一部は農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が主務大臣となっており、その状況は次のとおりです。

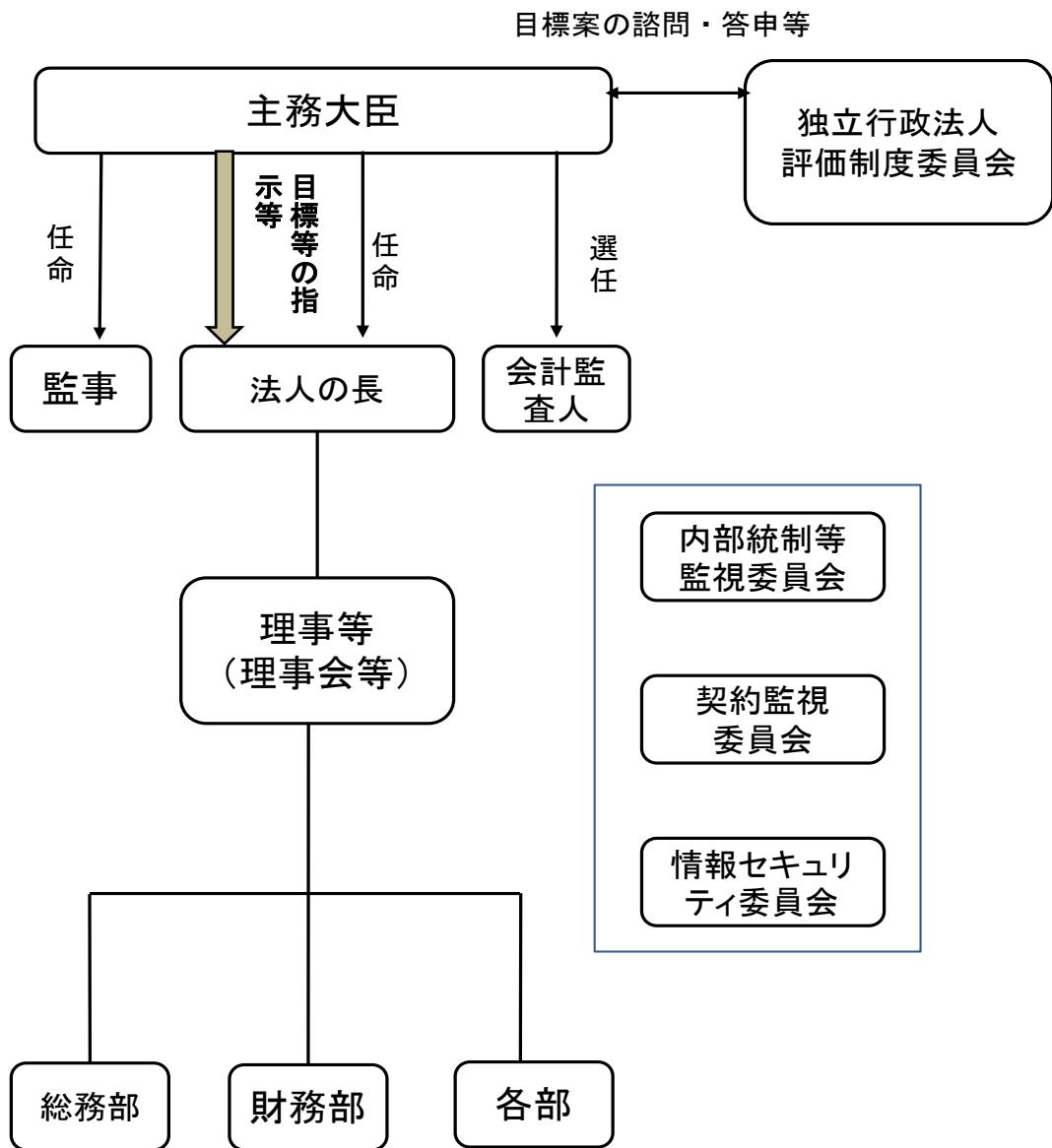
	業務内容	主務大臣
1	役員及び職員並びに財務及び会計その他管理業務	環境大臣
2	機構法の附則に掲げる債権の管理・回収等の業務	環境大臣
3	民間団体による環境保全活動の支援業務及びこれらに付帯する業務	農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣
4	3の業務以外の業務	環境大臣

② ガバナンス体制図

ガバナンスの体制は次頁のとおりです。なお、平成 26 年の独立行政法人通則法の一部改正等を踏まえ、平成 27 年に内部統制基本方針を改正し、内部統制の目的が、当機構の役職員の職務の執行が独立行政法人通則法などの関係法令に適合するための体制その他機構の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）を整備し、機構のミッションを効率的かつ効果的に達成していくことを明確化したところです。また、内部統制機能の有効性チェックのため会計監査人の監査のほか、内部統制等監視委員会など外部有識者等からなる委員会を設け定期的なモニタリング等を実施しております。

[内部統制システムの整備の詳細につきましては、業務方法書をご覧ください。](#)

環境再生保全機構のガバナンス体制図



(2) 役員等の状況

① 役員の氏名、役職、任期、担当及び経歴

(平成 29 年 3 月 31 日現在)

役職	氏 名	任期	担当	経 歴
理事長	ふくい みつひこ 福井 光彦	平成28年4月1日 ～ 平成31年3月31日		公益財団法人損保ジャパン環境財団専務理事 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構監査役（非常勤） 株式会社キャリアビューロー監査役（非常勤） 損保ジャパンDC証券株式会社監査役（非常勤）
理 事	かさい ひろし 笠井 洋	平成28年10月1日 ～ 平成30年9月30日	総務部・経理部・ 事業管理部担当	三井住友海上火災保険株式会社監査役 三井住友海上火災保険株式会社理事 広報部長
理 事	さの いくお 佐野 郁夫	平成28年4月1日 ～ 平成30年3月31日	地球環境基金部・ 石綿健康被害救済部・環境研究総合 推進室担当	国立大学法人北海道大学公共政策大学院特任教授 函館税関長 ハワイ東西センター客員研究員
理 事	くらしげ てつお 藏重 徹雄	平成28年4月1日 ～ 平成30年3月31日	補償業務部・予防 事業部担当	独立行政法人環境再生保全機構監査付特命調査役 独立行政法人環境再生保全機構予防事業部長 独立行政法人環境再生保全機構監査室長
監 事 (常勤)	さいとう ただし 斎藤 仁	平成28年4月1日 ～ 環境再生保全機構の平成30年 度財務諸表の環境大臣承認日		日本経済団体連合会事務局政治・社会本部長
監 事 (非常勤)	いくた みやこ 生田 美弥子	平成28年4月1日 ～ 環境再生保全機構の平成30年 度財務諸表の環境大臣承認日		弁護士法人北浜法律事務所東京事務所

② 会計監査人の名称 有限責任 あづさ監査法人

(3) 職員の状況

平成 28 年度末の常勤職員数は 144 人（前期末比 +4）であり、平均年齢は 40.5 歳（前期末 40.4 歳）となっています。このうち、国からの出向者は 11 人、平成 28 年 6 月 30 日退職者は 3 人、平成 29 年 3 月 30 日退職者は 1 人、平成 29 年 3 月 31 日退職者は 2 人です。

(4) 重要な施設等の整備等の状況

本部を川崎市に置くとともに、東京都千代田区に東京事務所がありますが、何れも賃貸であり所有する施設はありません。

(5) 純資産の状況

① 資本金の状況

(単位：百万円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
政府出資金	15,955	—	—	15,955
資本金合計	15,955	—	—	15,955

平成 28 年度末の資本金（政府出資金）は、15,955 百万円であり、その内訳は公害健康被害補償予防勘定 6,071 百万円、地球環境基金勘定 9,401 円及び承継勘定 481 百万円となっております。

② 目的積立金等の状況

平成 28 年度は、目的積立金の申請を行なっていません。

繰越積立金の取崩状況については、公害健康被害補償予防勘定において事業の財源等に充当するために、前中期目標期間繰越積立金（28,845 百万円）を取り崩しています。

(6) 財源の状況

① 財源（収入）の内訳（運営費交付金、国庫補助金、業務収入、その他）

平成 28 年度の法人単位の収入決算額は 56,716 百万円であり、国や地方公共団体からの財政措置の他にも様々な収入がありその内訳は以下のとおりです。 (単位：百万円)

区分	金額	構成比率
運営費交付金	1,763	3.1%
国庫補助金等	12,812	22.6%
都道府県補助金	696	1.2%
業務収入	39,955	70.4%
運用収入	1,157	2.0%
その他収入	332	0.6%
合計	56,716	100%

(注) 各金額は単位未満切捨てのため、合計額と一致しない。

② 自己収入に関する説明

当法人における自己収入として、業務収入、運用収入などがあります。

収入全体の 7 割を占める業務収入の内訳は、公害健康被害の補償等に関する法律に基づき徴収するばい煙発生施設等設置者からの賦課金収入等 31,962 百万円、石綿健康被害救済基金造成のための地方公共団体からの拠出金等 1,046 百万円、建設譲渡事業に係る債権の回収金等 6,947 百万円となっております。

[詳細につきましては、後述の「9 業績の適正な評価の前提情報」の事業スキームもご覧下さい。](#)

(7) 社会及び環境への配慮等の状況

E R C Aが担っている業務は全て環境保全を目的としており、環境配慮に関する理念等を示すものとして「環境配慮に関する基本方針」を2007年に制定しております。特に、業務における環境配慮については「温室効果ガスの排出削減のための実施計画（2015～2018年）」を策定し、毎年度、環境物品等の調達を推進するほか、電気使用量やコピー用紙等の使用量の削減に努めています。また、環境配慮の一環として、すべての人が働きやすい職場づくり、子育て支援や障害者雇用などのダイバーシティなどにも取り組んでいます。

この他、社会貢献活動の推進については、環境活動を中心に地元地域に根ざした取組みを行っています。

[詳細につきましては、今後公表される環境報告書もご参照下さい。](#)

(8) その他源泉の状況（法人の強みや基盤を維持・創出していくための源泉）

E R C Aは、前身の旧公害健康被害補償予防協会及び旧環境事業団の時代から長年にわたり各業務を通じて培った知見・ノウハウ等を有しておりその状況は以下のとおりです。

① 公害等による健康被害者への対応

公害等により健康被害を被った方々に対する補償や救済等の業務は、一般的に行なわれている事務事業よりも慎重かつ丁寧で厳重な対応が求められます。また、平成18年から石綿による健康被害救済業務を実施しており、多様な健康被害者へのきめ細かい対応を行なってきました。引き続き、これまで蓄積した豊富な知見と経験を活かした患者教育、診断精度の向上のためのコメディカルスタッフの人材育成、更には地方自治体、商工会・商工会議所、医療関係者などとのネットワークを最大限活かして被害者への救済等の業務をより迅速かつ的確に実施してまいります。

② 環境問題解決等のための様々なステークホルダーとの連携

環境問題の解決のためには、環境に関する幅広い知見や地域の生活に根ざした知恵を活用していくことが重要であり、地球環境基金等によりN G O・N P Oなどの民間団体の環境活動の支援を行なってきました。近年は大学生や高校生の活動支援や民間企業との連携事業など幅広い活動を行なっており、こういった活動を持続的に発展させていくためには単に二字の把握に留まらず、環境保全活動を行う若手リーダーの育成や民間団体の活動の成功事例や失敗事例を評価分析し過去の有用な経験等を今後の取り組みに最大限活かすことが重要と認識しております。

③ 事業の原資となる資金の徴収・分配・運用

E R C Aは、本来、国が実施すべき事業を代替し事業者から賦課金を徴収するほか、政府

等からの補助金や民間出えん金などを受け各種の基金等を設け、各基金等の目的に従い適切に分配するとともに余裕資金については運用しております。

特に、賦課金の徴収については、納付義務者からの適正・公平な申告に資するため、実地調査の実施などきめ細かい適切な対応を行なっております。

なお、平成 28 年度末での各基金等に係る金融資産の残高は約 3 千億円となっており、その資金管理・運用方法については、ＰＣＢ廃棄物処理基金や石綿健康被害救済基金のように取崩すもの、地球環境基金や公害健康被害予防基金のように専ら資金運用を目的とするものに大別されますが、いずれも安全性を最優先としながらも各資金の特性に応じた効率的な運用に努めております。

8 業務運営上の課題・リスク及びその対応策

(1) リスク管理の状況

平成 28 年度においては、平成 27 年度を内部統制再構築の元年と位置づけ、内部統制システムの定着を目指し、内部統制推進委員会の定期的な開催など組織全体で計画的な取り組みを実施したところです。

特にリスク管理については、前年度に区分した機構の重要リスクについて、更に「情報セキュリティインシデント発生」、「機微な個人情報の漏洩」、「金融資産の毀損」を E R C A の 3 大リスクとして管理方針を定めるほか、「内部統制システム計画」を軸に業務フロー作成・リスク洗い出し等を実施したほか、内部統制等監視委員会など外部有識者による検証や監事監査によりリスクへの対応状況の確認も受けております。

(2) 業務運営上の課題・リスク及びその対応策の状況

① 3大リスクへの対応状況

[情報セキュリティインシデント発生]

情報セキュリティインシデントの発生は、業務に関わる個人情報漏洩や業務システムの安定的な運営のための重大なリスクの一つと認識しており、当該リスク管理のための体制、対応方針、日常的なモニタリング制度等を柱とした「情報セキュリティ管理方針」を定め具体的な対応を行なっています。最近は、サイバー攻撃なども年々巧妙かつ執拗になっており、これらに対応した情報セキュリティ教育・訓練の定期的な実施が求められており、特に情報インシデントが発生した場合の対応なども含め、常日頃から適切かつ迅速な対応を図るよう努めています。

[機微な個人情報の漏洩]

各業務に関わる個人情報等の漏洩リスクは、情報セキュリティリスクの中でも極めて重大なリスクであり、外部からの侵入や不正持ち出し、日常の業務遂行上のミスなどの事務事故などによる情報の流出を未然に防止するため、当該リスクの管理方針、体制整備、対応方針などを柱とした「機構の保有する機微な個人情報等の漏洩リスク管理方針」を定め、これに基づき常日頃からのモニタリングなどを通じ徹底した管理に努めています。

[金融資産の毀損]

約 3 千億円の金融資産を有することから、金融資産の毀損リスク低減のために、「資金の管理及び運用に関する規定」を定め、保有する債権について金融機関の経営状況や金利変動に伴うリスクなどを定期的にモニタリングするなど、金融資産の毀損リスクを未然に防止することに努めています。

② 業務実施体制の見直し

ア 新規事業への対応、組織・要因の見直し

平成 28 年 10 月に環境省から移管された「環境研究総合推進費の配分等業務」に的確に対応するため、平成 29 年度から「環境研究総合推進部」を設置する一方で、承継業務（債権管理・回収業務）を所掌する事業管理部の他部との統合など、より効率的な組織体制について検討を行っています。

イ 研修体系及び人事評価制度の着実な運用・定着

業務実施体制の見直しに当たり、中長期的な人材育成及び組織力強化の視点から、研修については、P D C A サイクル等による職員の意識向上及び定着化を図るとともに、「E R C A 研修計画」に基づき各種研修を実施したところです。

また、人事評価制度については、「個々人の成長」及び「組織の成長」の達成のために、個々の職員が組織の目的達成に向けて果たすべき役割や実現すべき能力・スキルを明確にした上で、その成果をより適切に評価する新たな人事評価制度の導入を行なったところです。

③ 内部統制等監視委員会

内部統制の対応状況については、平成 27 年度を内部統制再構築の元年と位置づけ、外部有識者を含む内部統制等監視委員会から検証を受ける仕組みを機構として自主的に整備し、適切な P D C A サイクルを回すための基盤を整備したところであり、平成 28 年度の内部統制の取り組み状況の検証については平成 29 年 4 月に開催した同委員会に諮ったところです。

[詳細につきましては、業務実績等報告書をご覧下さい。](#)

[なお、リスクの評価と対応を含む内部統制システムの整備の詳細につきましては、業務方法書をご覧下さい。](#)

9 業績の適正な評価の前提情報

平成28事業年度のE R C Aの各業務についてのご理解とその評価に資するため、各事業の前提となる、主な事業スキームを示します。

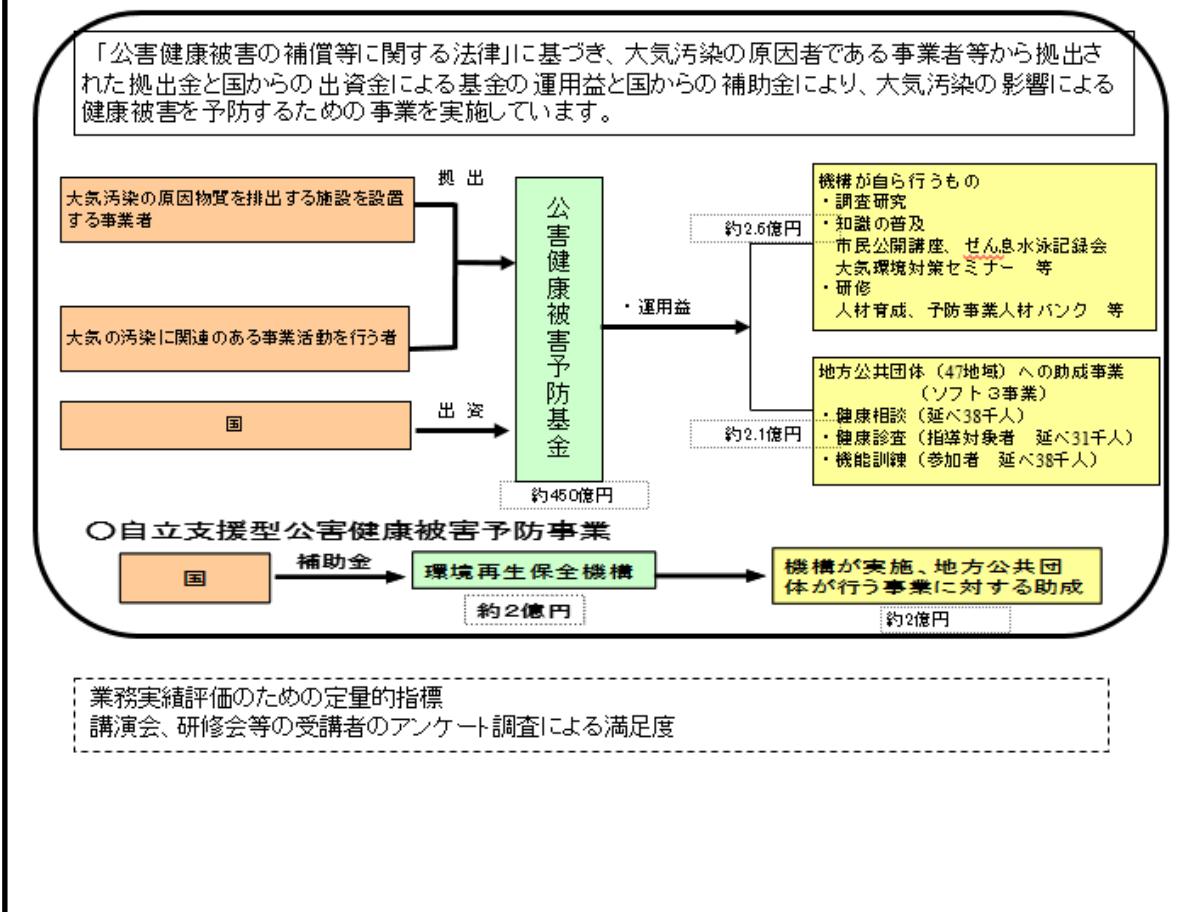
(注) 中期計画・年度計画のセグメント区分と法定勘定との関係を明確にするため、法定勘定には「※」、セグメント区分には「*」を付しております。

※ 公害健康被害補償予防業務勘定

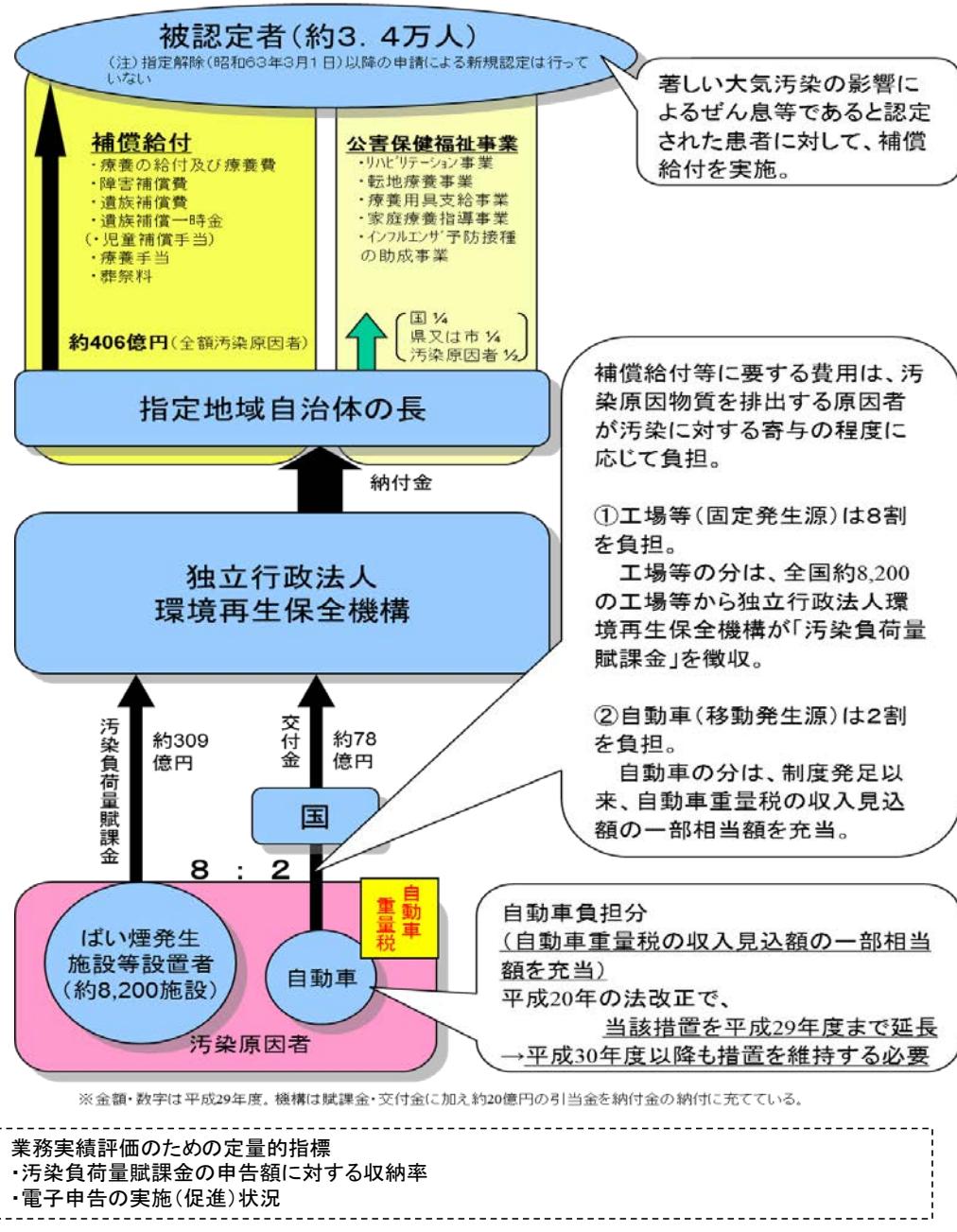
公害健康被害補償予防業務勘定は、「公害健康被害の補償等に関する法律」及び「独立行政法人環境再生保全機構法」に基づき、公害健康被害の方々への補償及び大気汚染に起因するぜん息等の疾病の予防に関する業務並びにこれらに附帯する業務を経理することを目的として勘定を設けています。

また、独立行政法人環境再生保全機構に係る省令に基づき、本勘定において補償業務及び予防業務の各々の経理を明確にするため区分経理しております。

* <公害健康被害予防事業の仕組み>

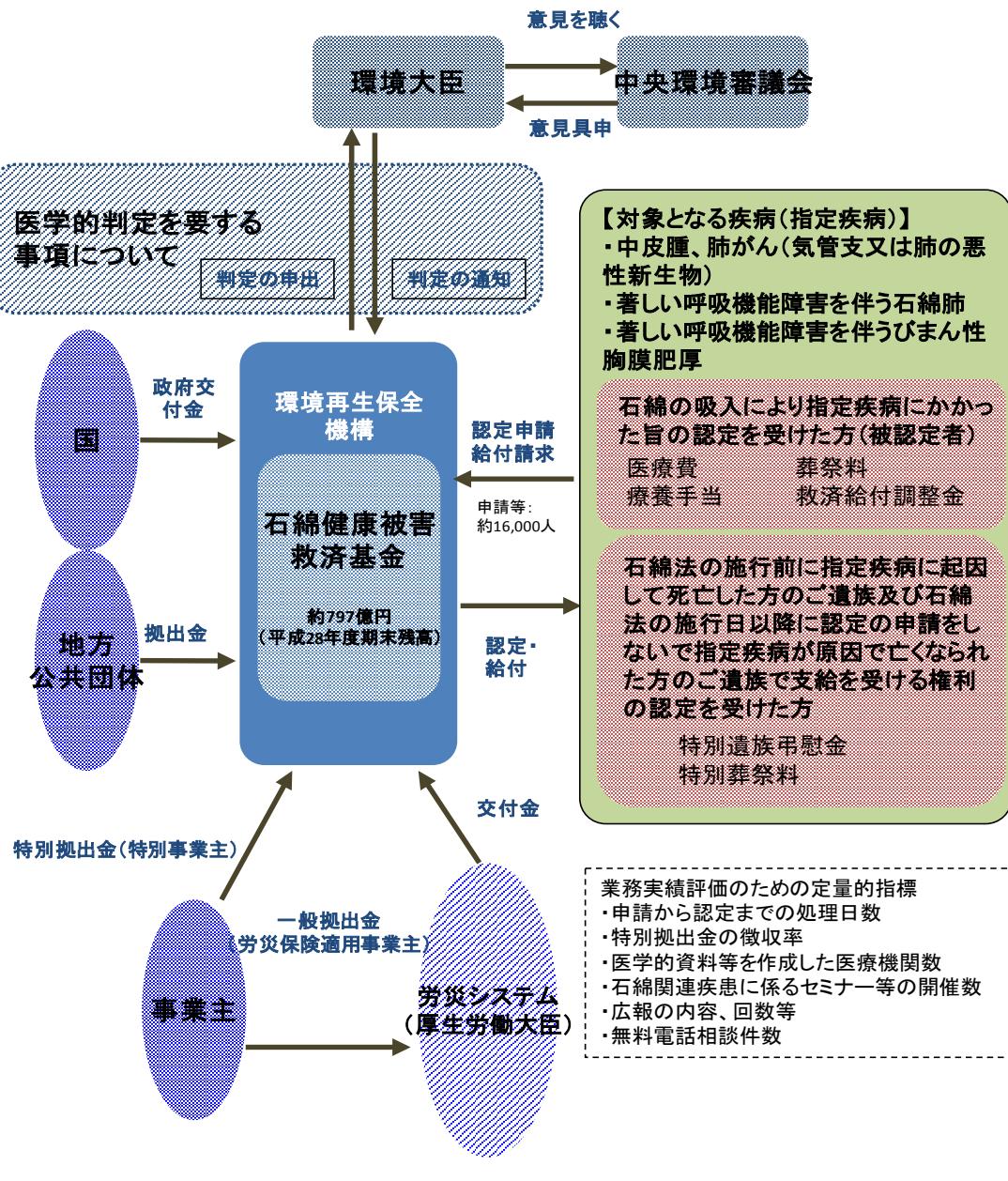


* 公害健康被害補償制度(大気汚染系)の仕組み



※ * 石綿健康被害救済勘定

石綿健康被害救済勘定は、「石綿による健康被害の救済に関する法律」及び「独立行政法人環境再生保全機構法」に基づき、石綿による健康被害者の救済業務並びにこれらに附帯する業務を経理することを目的として勘定を設けています。

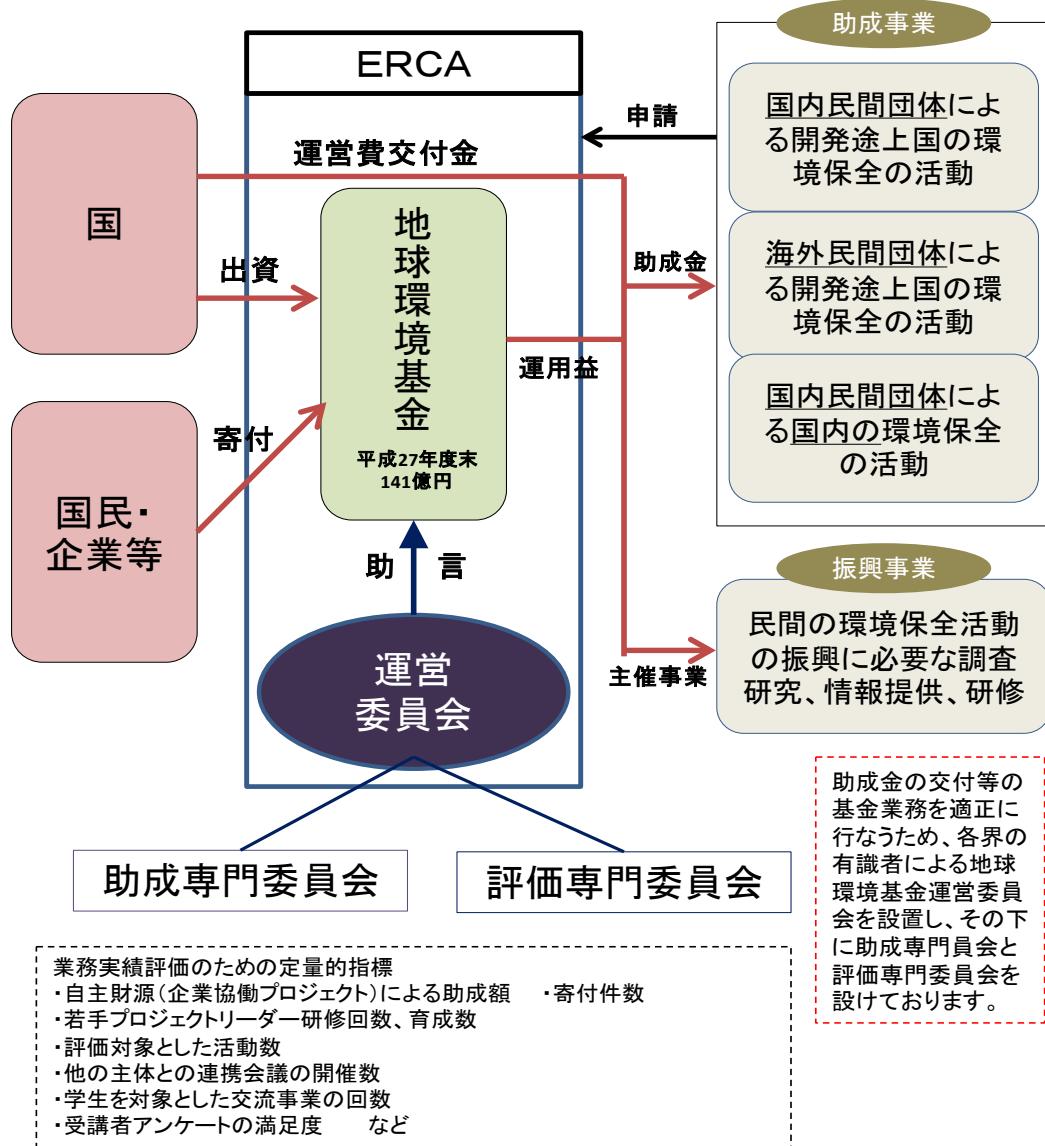


※ 基金勘定

基金勘定は、「独立行政法人環境再生保全機構法」に基づき、地球環境基金業務、PCB廃棄物処理助成業務、廃棄物最終処分場維持管理積立金管理業務並びにこれらに附帯する業務を経理することを目的としています。

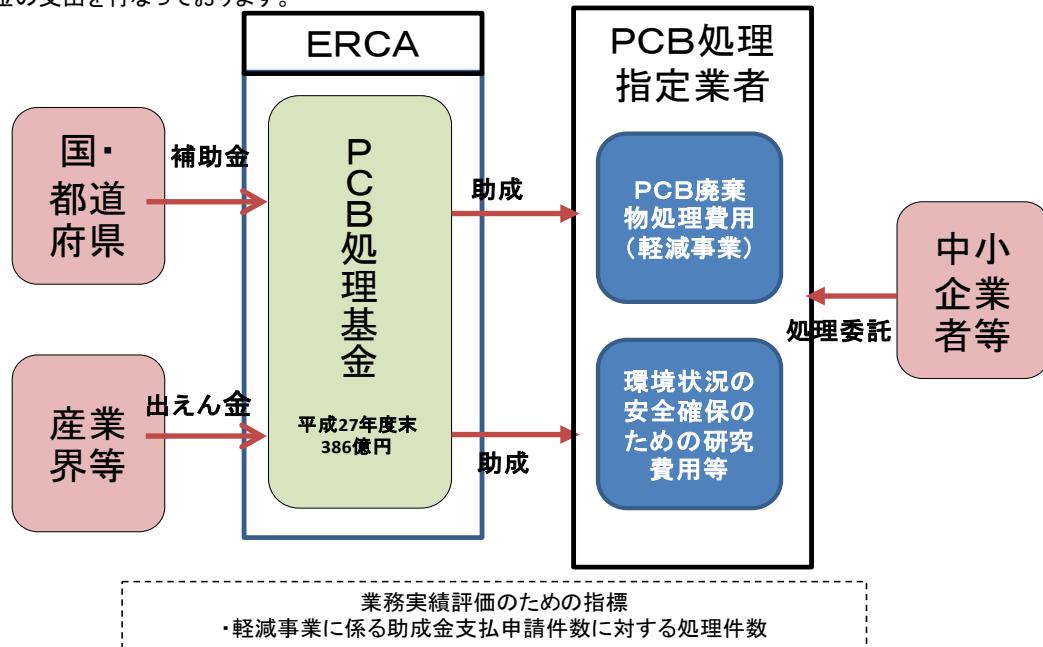
* 地球環境基金事業

「地球環境基金」は、国の出資金と民間からの寄付金により基金を設け、その運用益と国からの運営費交付金を用いて日本国内外の民間団体が行なう環境保全活動の支援を行なっております。



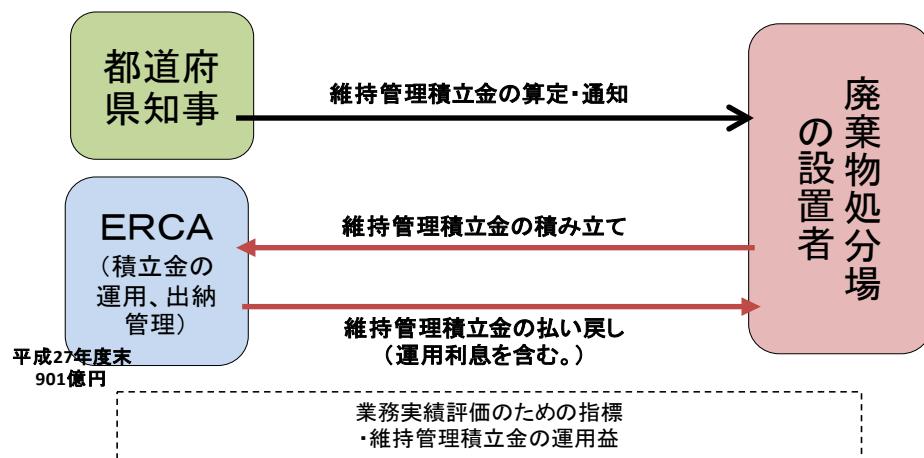
* PCB廃棄物処理助成業務

「PCB廃棄物処理基金」は、国、都道府県からの補助金と産業界等民間からの出えん金により造成され、PCB廃棄物処理指定業者に対し、中小企業者等が保管するPCB廃棄物の処理費用の軽減等に対する助成金の支出を行なっております。



* 廃棄物最終処分場維持管理積立金管理業務

廃棄物最終処分場は、埋立が終った後も環境に影響がない状態になるまでの一定期間、浸出する汚染水等の処理が必要なため、これに要する費用をERCAに積み立てることが「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により義務付けられており、この積み立てられた資金の運用や出納管理を行なっております。



10 業務の成果と使用した資源との対比

(1) 28年度の業務実績とその自己評価

ERCAは、良質なサービスの提供、組織と業務の効率的運営、関係法令等の遵守及び人材の育成を経営方針として掲げ、役職員一体となって着実に業務を推進してまいりました。平成28年度は年度計画及び第3期中期計画に沿って、国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上について、適切に取り組み総合的にみて本中期目標の達成に向け、適切な業務運営を行ってまいりました。

各業務（セグメント）毎の具体的な取り組み結果と行政コストとの関係の概要については次のとおりです。

[詳細につきましては、業務実績等報告書をご覧下さい。](#)

平成28年度項目別評定総括表

項目	評価(注)	行政コスト
I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項		
〈公害健康被害補償業務〉(13%)	B	×××百万円
1. 汚染負荷量賦課金の徴収(9%)		
2. 都道府県等に対する納付金の納付(4%)	B	
〈公害健康被害予防事業〉(11%)	B	×××百万円
1. 事業の重点化・効率化及び収入の安定的な確保(1%)		
2. ぜん息患者等のニーズの把握と事業内容の改善(1%)		
3. 調査研究(1%)		
4. ぜん息予防等の知識の普及及び情報提供の実施(2%)	A	
5. 公害健康被害予防事業を担う人材の育成(3%)	B	
6. 関係地方公共団体の事業に対する助成(3%)	B	
〈地球環境基金業務〉(15%)	B	×××百万円
1. 助成事業に係る事項(8%)		
2. 振興事業に係る事項(4%)		
3. 地球環境基金の運用等について(3%)	B	
〈PCB廃棄物処理基金による助成業務〉(1%)	B	×××百万円
〈維持管理積立金の管理業務〉(1%)	B	×××百万円
〈石綿健康被害救済業務〉(23%)	A	×××百万円
1. 認定・支給等の迅速かつ適正な実施(9%)		

項目	評価(注)	行政コスト
I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項		
2. 救済給付の支給に係る費用の徴収 (2%)	B	
3. 制度運営の円滑化等 (4%)	B	
4. 救済制度の広報・相談の実施 (6%)	A	
5. 安全かつ効率的な業務の実施 (1%)	B	
6. 救済制度の見直しへの対応 (1%)	B	
<環境研究総合推進業務 (6%) >		× × × 百万円
1. 環境の保全に関する研究及び技術開発等の実施 (3%)	A	
2. 効率的・効果的な研究及び技術開発の推進 (3%)	A	
II. 業務運営の効率化に関する事項 (14%)		
1. 組織運営 (4%)	B	
2. 業務運営の効率化 (9%)	B	
3. 業務における環境配慮 (1%)	B	
III. 財務内容の改善に関する事項 (11%)		
1. 予算、収支計画及び資金計画の作成等 (6%)	B	
2. 承継業務に係る債権・債務の適切な処理 (4%)	S	× × × 百万円
3. 短期借入金の限度額 (1%)	B	
IV. その他の事項 (6%)		
1. 職員の人事に関する計画 (3%)	B	
2. 積立金の処分に関する事項 (1%)	B	
3. その他中期目標の達成に必要な事項 (1%)	B	

(注1) 各項目の()内の%は、平成28年度の評価比率を示します。

(注2) ピンク色はセグメント区分を表しています。

(注3) 評価区分

S : 目標を量的・質的に上回る顕著な成果が得られている。

A : 所期の目標を上回る成果が得られている。

B : 所期の目標を達している。

C : 所期の目標を下回っており、改善を要する。

D : 所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を要する。

(2) 当中期目標期間における主務大臣による過年度の総合評定の状況

区分	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
評定	B	B	—	—	—
理由	平成26年度・27年度については、何れも項目別評定はA又はBであり、全体的にはB評定が大部分であり、概ね中期計画における所期の目標を達している。				

(注) 評価区分

- S : 法人の活動により、全体として中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる
- A : 法人の活動により、全体として中期目標における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。
- B : 全体としておおむね中期目標における所期の目標を達成していると認められる。
- C : 全体として中期目標における所期の目標を下回っており、改善を要する。
- D : 全体として中期目標における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める。

11 予算と決算との対比

要約した法人単位決算報告書

(単位：百万円)

区分	予算	決算	差額理由
収入			
運営費交付金	2,268	1,763	(注1)
補助金等	13,521	13,508	
債券・借入金	600	-	(注2)
業務収入	40,265	39,955	
その他収入	1,388	1,490	
支出			
業務経費等	53,247	48,100	(注3、4)
借入金償還	5,000	5,000	
支払利息	12	10	
一般管理費	931	879	
うち人件費	(430)	(423)	(注4)
予備費	445	-	(注5)

予算額と決算額の差額の説明

(注1) 前期末の運営費交付金債務残高

(注2) 業務収入の増加により資金調達が不要となったことによる減等

(注3) 公害健康被害補償予防業務における認定患者の減少、石綿健康被害救済業務の被認定者数の見込みに対する減少及びポリ塩化ビフェニル廃棄物処理助成事業費の減等

(注4) 育児休業者等が復帰しなかったことによる減等

(注5) 翌期以降へ執行を繰り越したため

[詳細につきましては、決算報告書をご覧ください。](#)

12 財務諸表

要約した法人単位財務諸表

① 貸借対照表

(単位:百万円)

資産の部	金額	負債の部	金額
流动資産		流动負債	
現金及び預金等	193,531	運営費交付金債務	451
割賦譲渡元金	15,733	その他	2,618
貸付金	1,234	固定負債	
その他	1,860	石綿健康被害救済基金預り金	79,697
固定資産		ボリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金預り金	38,107
有形固定資産	81	預り維持管理積立金	94,197
投資有価証券等	95,865	引当金	463
破産更生債権等	747	資産見返負債	165
その他	351	長期リース債務	1
		法令に基づく引当金等	10,470
		負債合計	226,169
		純資産の部	
		資本金(政府出資金)	15,955
		資本剰余金	43,609
		利益剰余金	23,669
		純資産合計	83,232
資産合計	309,401	負債純資産合計	309,401

② 損益計算書

(単位:百万円)

	金額
経常費用(A)	54,823
業務費	
人件費	714
その他	53,205
一般管理費	
人件費	638
その他	256
財務費用	10
経常収益(B)	55,278
補助金等収益等	15,512
自己収入等	39,766
臨時損益(C)	781
前中期目標期間繰越積立金取崩額(D)	29
当期総利益(B-A+C+D)	1,264

③ キャッシュ・フロー計算書

(単位:百万円)

	金額
I 業務活動によるキャッシュ・フロー(A)	10,163
人件費支出	△1,318
補助金等収入	15,616
自己収入等	45,166
その他支出	△49,301
II 投資活動によるキャッシュ・フロー(B)	18,926
III 財務活動によるキャッシュ・フロー(C)	△4,995
IV 資金増加額(△資金減少額)(D=A+B+C)	24,094
V 資金期首残高(E)	4,306
VI 資金期末残高(F=D+E)	28,400

④ 行政サービス実施コスト計算書

(単位:百万円)

	金額
I 業務費用	15,057
損益計算書上の費用	54,823
(控除)自己収入等	△ 39,766
II 引当外賞与見積額	8
III 引当外退職給付増加見積額	35
IV 機会費用	10
V 行政サービス実施コスト	15,111

[詳細につきましては、財務諸表をご覧ください。](#)

1 3 財政状態及び運営状況の法人の長による説明情報

(1) 各財務諸表の概要

① 貸借対照表

平成 28 年度末の資産残高は、3,094 億円となっておりその大層は現金・預金や投資有価証券などの金融資産です。また、債務残高は 2,261 億円となっておりますが、その大層は各業務遂行上に必要な基金預り金や積立金であり将来の行政サービスに充てるものとして負債に計上しているものです。

純資産の残高は 832 億円であり、政府出資金、利益剰余金のほかに資本剰余金 436 億円を有しておりますが、これは公害健康被害救済基金の造成等のために民間からの出えん金を受け入れたことによるものです。

② 損益計算書

経常費用は 548 億円、経常収益は 552 億円であり、当期総利益は 12 億円となっております。経常費用の主なものには公害健康被害補償業務費（400 億円）及び石綿健康被害救済業務費（39 億円）がありますが、何れも、費用相当額を負債である基金預り金等を取り崩して収益に計上するため、基本的には損益が生じない構造となっております。

また、運営費交付金を財源とした他の業務については、運営費交付金債務の収益化基準が業務達成基準となったことで多少の利益は生じるもの、当期総利益の大きな要因は、旧環境事業団から承継した建設譲渡事業に係る割賦譲渡債権等の回収において、不良債権の回収努力により 12 億円の利益を計上したことによるものです。

③ キャッシュ・フロー計算書

業務活動によるキャッシュ・フローは、割賦譲渡元金の回収 59 億円、産業廃棄物の最終処分場維持管理積立金の積立が 40 億円余り増加したことなどにより 101 億円の資金増加となっています。投資活動によるキャッシュ・フローは、投資有価証券に多額の償還があったことから 189 億円の資金増加となっています。財務活動によるキャッシュ・フローは、主に建設譲渡事業の資金調達のため発行した債券の償還によるものです。これらによって 240 億円の資金増加となり、期末残高は 284 億円となりました。

④ 行政サービス実施コスト計算書

損益計算書の業務費用から自己収入等を除いた行政サービス実施コストは 151 億円となっておりますが、これは国からの補助金等収入とほぼ一致しております。

（2）財政状態及び運営状況について

E R C A の業務運営は概ね順調に進捗しており、上記のとおり現在の財政状況には大きな問題はないものの、約 3 千億円の金融資産の管理は機構の大きなミッションの一つであり、各基金等の適切な管理に加え効率的な資金運用が重要と考えております。

引き続く低金利状況や日本銀行のマイナス金利政策などにより資金運用の環境は厳しく、現金預金残高が増加しておりますが、各資金等の性質に応じた効果的・効率的な資金運用に努めてまいります。

14 内部統制の運用に関する情報（内部統制システムの運用状況など）

ERCAは、役員（監事を除く。）の職務の執行が通則法、機構法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他独立行政法人の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項を業務方法書に定めておりますが、財務に係る主な項目とその実施状況は次のとおりです。

〈内部統制の運用（業務方法書第62条、第66条）〉

役員（監事を除く。）及び職員の職務の執行が関係法令に適合することを確保するための体制、その他独立行政法人の業務の適正を確保するための体制を整備等を目的として内部統制委員会を設置し、継続的にその見直しを図るものとしており、平成28年度においては、4月、7月、10月、1月に開催しています。

〈運用資金の管理（業務方法書第67条）〉

業務実施の障害となる要因を事前にリスクとして識別、分析及び評価し、当該リスクへ適切に対応するため、リスク管理委員会の設置等を定めた内部規程等を整備することとしており、運用資金の毀損リスクへの対応から「資金の管理及び運用に関する規定」を設け、本規定に基づき、資金管理委員会の設置、保有する債権のモニタリング等を実施しており、平成28年度においては4月、7月、10月、1月に開催した他、平成29年度から有価証券の運用の対象に無担保社債を含めることとしたため、これに伴うリスク管理体制の検討を行なっています。

〈監事監査・内部監査（業務方法書第70条、第71条）〉

監事は、機構の業務及び会計に関する監査を行ないます。監査結果報告書を理事長に通知し、監査の結果、改善を要する事項があると認めるときは報告書に意見を付することができます。

また、理事長は、機構の業務運営の合理化、諸規定の実施状況等に関する事項について、職員に命じ内部監査を行なわせ、その結果に対する改善措置状況を理事長に報告することとなっており、平成28年度の財務に関する内部監査は、人事異動に伴う会計担当職の事務引継について行ないましたが、適正に実施されたことを確認しています。

〈入札及び契約に関する事項（業務方法書第73条）〉

入札及び契約に関し、監事及び外部有識者から構成される「契約監視委員会」の設置等を定めた内部規程等を整備することとしており、契約監視委員会規定の他、契約事務の適切な実施等を目的として契約事務取扱細則に基づき契約等手続審査委員会の設置等を行なっています。

平成28年度においては、契約監視委員会を平成29年4月に開催し平成28年度の調達実績について点検・見直しを行なっています。また、平成28年度の調達にかかる契約手続審査委員会は47回開催しています。

〈予算の適正な配分（業務方法書第74条）〉

運営費交付金を原資とする予算の配分が適正に実施されることを確保するための体制の整備及び評価結果を法人内部の予算配分等に活用する仕組みとして、7月、10月、1月、3月の各理事会において各部から予算執行状況の報告を行なうとともに、12月の理事会において予算使用状況を踏まえた予算修正を行なっています。

15 法人の基本情報

(1) 沿革

平成 16 年 4 月 独立行政法人として設立

なお、当機構の前身となる法人の沿革は次のとおりです。

ア 公害健康被害補償予防協会

昭和 49 年 6 月 公害健康被害補償協会設立

昭和 63 年 3 月 公害健康被害補償予防協会に名称を変更

(当機構には、全ての業務が承継されました。)

イ 環境事業団

昭和 40 年 10 月 公害防止事業団設立

平成 4 年 10 月 環境事業団に名称を変更

(当機構には、1) 地球環境基金事業、2) ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理助成事業、3) 最終処分場維持管理積立金管理業務、4) 建設譲渡事業及び 5) 債権管理・回収業務が承継されました。)

第 1 期中期目標期間 平成 16 年 4 月～平成 21 年 3 月

平成 18 年 3 月 石綿健康被害救済業務の開始

第 2 期中期目標期間 平成 21 年 4 月～平成 26 年 3 月

第 3 期中期目標期間 平成 26 年 4 月～平成 31 年 3 月

平成 28 年 10 月 環境研究総合推進費の配分等業務の開始

(2) 設立根拠法：独立行政法人環境再生保全機構法（平成 15 年法律第 43 号）

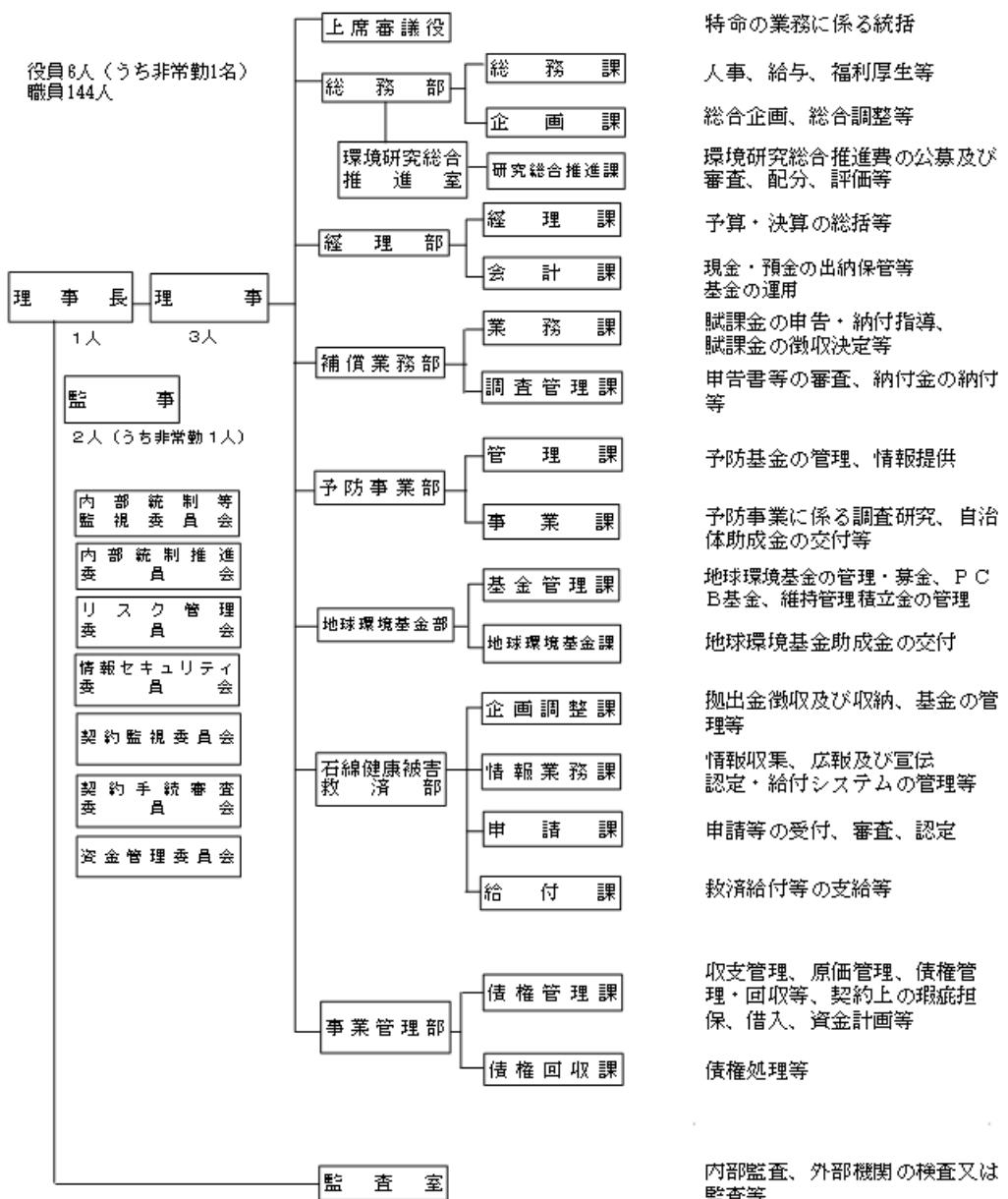
(3) 主務大臣

「7 持続的に適正なサービスを提供するための源泉」(1) ガバナンスの状況①主務大臣をご参照ください。

(4) 組織体制

組織

(平成28年3月31日現在)
[7部 2室 17課]



(5) 事務所の所在地

本部： 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310 番

東京事務所： 東京都千代田区麹町 5 丁目 7 番 2 号

(6) 主要な特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の状況

当事業年度は該当ありません。

(7) 主要な財務データ（法人単位）の経年比較

(単位：百万円)

区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
資産	309, 873	312, 020	309, 068	309, 293	309, 401
負債	234, 331	232, 570	228, 963	227, 305	226, 169
純資産	75, 542	79, 450	80, 105	81, 989	83, 232
行政コスト	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×
経常費用	66, 616	64, 692	59, 173	59, 957	54, 823
経常収益	69, 439	68, 583	62, 065	61, 989	55, 278
当期総利益	3, 400	4, 039	2, 681	1, 945	1, 264

(注) 各金額は単位未満四捨五入によっている。

(8) 翌事業年度の予算、収支計画及び資金計画（法人単位）

【予算】

(単位：百万円)

収 入	金 額	支 出	金 額
運営費交付金	7,137	業務経費	56,293
その他の国庫補助金等	12,644	公害健康被害補償予防業務経費	42,721
都道府県補助金等	900	石綿健康被害救済業務経費	3,786
業務収入	37,911	環境保全研究・技術開発業務経費	5,088
運用収入	966	基金業務経費	4,234
その他収入	141	承継業務経費	465
		一般管理費	964
		予備費	106
合 計	59,699	合 計	57,363

(注) 各金額は単位未満四捨五入により合計額と一致しないことがある。

【収支計画】

(単位：百万円)

区 分	金 額
経常費用	60,658
業務経費	59,311
一般管理費	1,297
減価償却費	51
財務費用	0
経常収益	60,737
運営費交付金収益	6,991
国庫補助金等収益	8,681
石綿健康被害救済基金預り金取崩益	3,278
P C B廃棄物基金預り金取崩益	3,010
業務収入	37,416
運用収入	964
その他の収益	78
財務収益	319
当期純利益	79
前中期目標期間繰越積立金取崩額	252
当期総利益	331

(注) 各金額は単位未満四捨五入により合計額と一致しないことがある。

【資金計画】

(単位：百万円)

区分	金額
資金支出	357,301
業務活動による支出	58,703
投資活動による支出	290,906
財務活動による支出	1
翌年度繰越金	7,691
資金収入	357,301
財務活動による収入	64,070
運営費交付金収入	6,809
国庫補助金等収益	12,644
都道府県補助金等収入	900
業務収入	34,864
運用収入	980
その他収入	7,874
投資活動による収入	285,768
財務活動による収入	8
前年度よりの繰越金	7,454

(注) 各金額は単位未満四捨五入によっており合計額と一致しないことがある。

16 参考情報

(1) 要約した法人単位財務諸表の科目の説明

①貸借対照表

現金及び預金等：現金、預金、預託金及び満期保有目的の有価証券等

割賦譲渡元金：建設譲渡事業の割賦代金の債権残高

貸付金：融資事業の貸付残高

その他（流動資産）：預金等に係る未収収益、国庫補助金の未収金等

有形固定資産：建物附属設備、備品で当機構が長期にわたり使用する有形の固定資産

投資有価証券等：満期保有目的で保有する投資有価証券、預託金、長期性預金

破産更生債権等：経営破綻又は実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権等

その他（固定資産）：当機構が入居するビルに対する敷金、ソフトウェアなど具体的な形態を持たない無形固定資産等

運営費交付金債務：当機構の業務を実施するために国から交付された運営費交付金のうち、翌事業年度以降に収益化を予定している債務残高

その他（流動負債）：地方公共団体に対する未払金等

石綿健康被害救済基金預り金：石綿健康被害の救済給付に充てるため、法第 16 条の 2 に基づき、

石綿による健康被害の救済に関する法律第 31 条の規定において充てるものとされた金員

ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金預り金：ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に要する助成に充てるため、法第 16 条の規定において充てるものとされた金員

預り維持管理積立金：特定廃棄物最終処分場の埋立終了後に適正な維持管理に必要となる費用として、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条の 5 に基づき処分場の設置者から予め積み立てられた金員

引当金：将来の特定の費用又は損失を当期の費用又は損失として見越し計上するもので、退職給付引当金が該当

資産見返負債：運営費交付金等を財源として取得した償却資産に係る帳簿価額相当額

法令に基づく引当金等：公害健康被害者に係る補償給付に充てるため、独立行政法人会計基準第 92 に基づき計上した納付財源引当金

政府出資金：国からの出資金であり、当機構の財産的基礎を構成

資本剰余金：法第 14 条の規定に定める公害健康被害予防基金に充てるために大気汚染物質排出施設設置者等から拠出された金員及び法第 15 条の規定に定める地球環境基金に充てるために出えんされた金員等

利益剰余金：当機構の業務に関連して発生した剰余金の累計額

②損益計算書

業務費：当機構の業務に要した費用

その他（業務費）：公害健康被害者に係る補償給付、石綿健康被害者に対する救済給付等の経費

人件費（業務費、一般管理費）：給与、賞与、法定福利費等

その他（一般管理費）：当機構が入居するビルに対する賃借料等の経費

財務費用：利息の支払や、信用格付手数料等

補助金等収益等：国・地方公共団体等からの補助金等、国からの運営費交付金のうち、当期の収益として認識したもの

自己収入等：公害健康被害者に対する補償給付等に充てるため、ばい煙発生施設等設置者から徴収した収益、基金の運用による利息収入等

臨時損益：法令に基づく引当金等の繰入等

③キャッシュ・フロー計算書

業務活動によるキャッシュ・フロー：当機構の通常の業務の実施に係る資金の状態を表し、補償給付等の費用に充てるための収入及び支出、人件費支出等が該当

投資活動によるキャッシュ・フロー：将来に向けた運営基盤の確立のために行われる投資活動に係る資金の状態を表し、有価証券の取得・売却等による収入・支出が該当

財務活動によるキャッシュ・フロー：債券の償還、借り入れ・返済による収入・支出及び出えん金の受入等が該当

④行政サービス実施コスト計算書

業務費用：当機構が実施する行政サービス実施コストのうち、当機構の損益計算書に計上される費用

引当外賞与見積額：財源措置が運営費交付金等により行われることが明らかな場合の賞与引当見積額（損益計算書には計上していないが、同額を貸借対照表に注記している）

引当外退職給付増加見積額：財源措置が運営費交付金等により行われることが明らかな場合の退職給付引当金増加見積額（損益計算書には計上していないが、同額を貸借対照表に注記している）

機会費用：独立行政法人会計基準に基づき、政府出資の純額に対して一定の利率を乗じて計算した額

(2) その他公表資料等との関係の説明

◆ホームページでは、機構の御案内や各イベント等の募集のほか、各業務を通じて得られた知見や情報を発信しています。

環境再生保全機構のホームページ
<http://www.erca.go.jp/>



環境再生保全機構 YouTube 公式チャンネル
<https://www.youtube.com/user/ercachannel>



地球環境基金 Twitter 公式アカウント
https://twitter.com/ERCA_kikin



◆問合せ・相談窓口

石綿(アスベスト)が原因の病気にかかった方やそのご遺族の方
中皮腫 **肺がん** **石綿肺**
びまん性胸膜肥厚

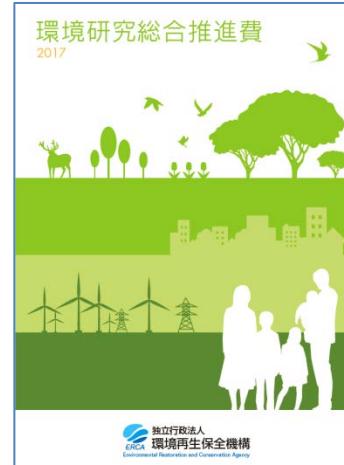
フリーダイヤル 0120-389-931
 9:30~17:30(土日、祝・祭日も除く)

ぜん息・COPD電話相談室 **相談無料**
 いま使っている薬の副作用のことや発作時の対応、そしてこれからのお治療やぜん息・COPDとのつきあい方など、
 保健師さんやお医者さんに無料で相談できます。
 (患者同行であります)

フリーダイヤル 0120-598-014
 平成27年4月から10:00~12:00 13:00~17:00(日、祝・祭日を除く)

その他、業務や本誌に関するお問い合わせ
電話 044-520-9501
 9:30~17:30(土日、祝・祭日も除く)(代賃電話)

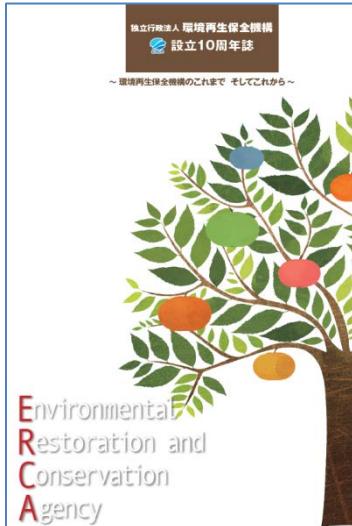
◆パンフレット（業務）



<地球環境基金 20周年誌>

<環境研究総合推進費パンフレット>

◆パンフレット（全体）



<機構設立 10周年誌>

<環境報告書>

<総合パンフレット>